



県章

# 滋賀県公報

平成30年(2018年)  
9月21日  
第4485号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者の登録 <small>(医療福祉推進課)</small> .....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 <small>(障害福祉課)</small> .....	1
土砂災害警戒区域の指定 <small>(砂防課)</small> .....	2
土砂災害特別警戒区域の指定 <small>(砂防課)</small> .....	4

### ○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告 <small>(中小企業支援課)</small> .....	6
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 <small>(中小企業支援課)</small> .....	7
公共測量実施公告 <small>(監理課)</small> .....	8

### ○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 <small>(甲賀)</small> .....	8
---	---

## 告 示

### 滋賀県告示第376号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づき、登録喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
特別養護老人ホーム湖北水鳥の里	長浜市湖北町延勝寺1844	社会福祉法人湖北真幸会 理事長 佐武晃幸	長浜市湖北町延勝寺1844	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	平成30.9.1	251126023

### 滋賀県告示第377号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
スパークスタジオ草津	草津市草津三丁目13番47号	株式会社東山	京都府京都市山科区御陵大津畑	児童発達支援 放課後等デイサー	平成30.9.1	2550600379

店			町16番地の6	ビス		
---	--	--	---------	----	--	--

**滋賀県告示第378号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
甲津畑 4039	東近江市甲津畑町	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第379号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沖島(1) I-4018	近江八幡市沖島町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖島(2) I-4019	近江八幡市沖島町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南津田 I-4710	近江八幡市南津田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
船木(3) I-4721	近江八幡市船木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第380号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別所(2) II-4946	蒲生郡日野町大字別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第381号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

淀川支流 2504001	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
淀川支流 2504073	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
淀川支流 2504074	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
淀川支流 2504075	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
淀川支流 2504076	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
淀川支流 2504077	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
淀川支流 3504078	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
淀川支流 3504079	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
大浦21 II-7854	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦23 III-7856	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第382号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ユリガ谷 1523022	高島市朽木小川	次の図のとおり	土石流
コウリガ谷 2523028	高島市朽木小川	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523025	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523026	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523027	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流
アンノ谷 1523048	高島市朽木村井	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(4) 1523019	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(5) 2523013	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(6) 2523014	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(7) 2523019	高島市朽木古屋	次の図のとおり	土石流
安曇川支流(15) 2523020	高島市朽木古屋	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(8) 2523021	高島市朽木古屋	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(9) 2523022	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(10) 2523023	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流
スギヤ谷 2523024	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流
和田打川支流(3) 2525411	高島市拝戸	次の図のとおり	土石流
鳥谷(1) 1523020	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流
鳥谷(2) 1523049	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流
麻生川支流(2) 2523001	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
小川(5) II-8816	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川(10) II-8821	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良(1) I-8788	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良(2) I-8789	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良(3) II-8812	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良(4) II-8813	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良(5) II-8814	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良(6) II-8815	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生(14) II-8753	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

麻生(13) II-8762	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生(16) II-8824	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑原(1) I-8787	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑原(2) II-8809	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑原(3) II-8810	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑原(4) II-8811	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋(2) I-8786	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋(3) II-8803	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋(4) II-8806	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉(1) II-8792	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉(2) II-8795	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉(3) II-8796	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉(4) II-8798	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中牧(3) II-8880	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第383号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
沖島(1) I-4018	近江八幡市沖島町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沖島(2) I-4019	近江八幡市沖島町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南津田 I-4710	近江八幡市南津田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木(3) I-4721	近江八幡市船木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県東近江土木事務所および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第384号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
別所(2) II-4946	蒲生郡日野町大字別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県東近江土木事務所および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
淀川支流 2504001	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
淀川支流 2504073	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
淀川支流 2504074	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
淀川支流 2504075	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
淀川支流 2504076	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
淀川支流 2504077	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦21 II-7854	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦23 III-7856	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
ユリガ谷 1523022	高島市朽木小川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
下平谷 1201102	高島市朽木小川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523025	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523026	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523027	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
アンノ谷 1523048	高島市朽木村井	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(5) 2523013	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(6) 2523014	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(8) 2523021	高島市朽木古屋	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(9) 2523022	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(10) 2523023	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
和田打川支流(3) 2525411	高島市拝戸	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
鳥谷(1) 1523020	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
鳥谷(2) 1523049	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
麻生川支流(2) 2523001	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
小川(5) II-8816	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川(10) II-8821	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良(1) I-8788	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良(2) I-8789	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良(3) II-8812	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平良(4) II-8813	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良(5) II-8814	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良(6) II-8815	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(14) II-8753	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(13) II-8762	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(16) II-8824	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原(1) I-8787	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原(2) II-8809	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原(3) II-8810	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原(4) II-8811	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋(2) I-8786	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋(3) II-8803	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋(4) II-8806	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉(1) II-8792	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉(2) II-8795	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉(3) II-8796	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉(4) II-8798	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中牧(3) II-8880	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 駒井沢ファッションモール 草津市駒井沢町39-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 滋賀不動産株式会社 長浜市八幡中山町535番地の6 代表取締役 伊藤和真 ほか一者
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役社長 北島常好
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,806平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 86台
- 7 駐輪場の収容台数 20台
- 8 荷さばき施設の面積 50平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 64.4立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から19時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から19時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成30年8月31日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (i) 縦覧場所
 

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 平成30年9月21日から平成31年1月21日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成31年1月21日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

-----  
**大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 Oh!Me 大津テラス 大津市打出浜448番2号

2 意見の概要 大津市からの意見

- (1) 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明されたい。また、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。
- (2) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じられたい。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
- (3) 当該店舗から排出されるごみについては事業系廃棄物のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託も含む。)等するとともに、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。

特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。

- (4) ごみの減量化、再資源化に努められたい。
- (5) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年大津市条例第17号)第30条に基づくごみの保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
- (6) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管されたい。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(平成6年大津市規則第45号)第16条の保管基準を遵守すること。
- (7) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (8) 当該店舗が営業開始され次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
- (9) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成30年9月21日から平成30年10月22日まで

-----  
**大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 木川店舗 草津市木川町字樋頭309-1ほか

2 意見の概要 草津市からの意見

- (1) 騒音予測において規制基準値を超過している地点があることに留意し、周辺住民から騒音等の苦情が発生した場合には、必要な措置を講じられたい。

- (2) 駐車場出入口の数および位置の変更に伴い、周辺道路が混雑することが懸念されることから、関係機関等と協議し、車両の誘導方法等について十分に計画してスムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないように努め対応されたい。
- (3) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理されたい。
- (4) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図られたい。
- (5) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則(平成8年草津市規則第27号)第4条に定める「受入基準」に従って、草津市クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理すること。
- (6) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散・流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処理を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保されたい。
- (7) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けられたい。
- (8) 事業者から産業廃棄物が排出される場合には、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ適正に処理されたい。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

#### (2) 縦覧期間 平成30年9月21日から平成30年10月22日まで

### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳作成に係る基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成30年9月10日から平成30年11月30日まで

### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 山仲 善彰から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年9月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 平成30年9月18日から平成31年3月31日まで

## 環 境 事 務 所 告 示

### 滋賀県甲賀環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年9月21日

滋賀県甲賀環境事務所長 明 石 達 郎

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町笹が丘1番2および1番3の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)